

いじめ防止基本方針

R 8. 4. 1

○「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

○「学校基本方針」に必要なのは、「いじめの防止」(未然防止のための取組等)に始まり、「早期発見」(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等)、「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処)までの一連の内容である。【第2条】

○学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本法を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

* 国公立私立を問わず、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校(幼稚部を除く)は、できるだけ早い時期に、「学校基本方針」を策定する。【第13条第1項】

○学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止策のための組織を置くものとする。【第22条第1項】

○いじめ防止対策推進法→(令和6年8月いじめ重大事ガイドライン改定)

いじめ重大事案への適切な対応等のガイドラインの改定が通知された。その後12月にいじめ防止対策のさらなる充実した対応が求められる。

1 「いじめ」の定義(いじめ防止対策推進法 第2条第1項)

「いじめ」とは本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であっていじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。したがって、次の①から④まで、すべてを満たす事象がある場合に、いじめが成立することになる。

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

2 いじめを未然に防止するために

<学校全体としての取り組み>

- (1) 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (2) いじめ防止対策委員会において、児童生徒や保護者アンケートを作成し、学校評価の項目に加え、教職員全体でいじめの問題に取り組むとともに、適正に取り組みを評価する。

ア 学校生活アンケート 5月、第1回いじめ防止等委員会 6月
10月、第2回いじめ防止等委員会 11月
第3回いじめ防止等委員会 1月

イ ころとからだの健康観察 8月末から9月中旬(例年)

ウ 学校評価アンケート(児童・生徒、保護者) 11月

エ いじめ問題にかかわる校内研修 6月、11月

オ アンケート結果の共有(いじめ防止等委員会、学部会、職員会議) 6月、7月、11月、12月、1月

カ いじめ防止基本方針の検討、見直し等

(3) いじめの把握、及び、いじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、本校の取り組みを客観的に評価する。

ア 友達からいじわるされたことはありますか。(生徒用)

イ 友達となかよくしていますか。(生徒用)

ウ 児童生徒から、「学校で嫌な思いをしている」と聞いたことがありますか。(保護者用)

エ 私は、児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図っている。

(教職員用)

オ 私は、「いじめを決して許さない」という姿勢や、児童生徒一人一人の変化に気付くよう、鋭敏な感覚をもつように努め、児童生徒や保護者の話を親身になって聞く姿勢を大切にしている。(教職員用)

カ 児童生徒から、「学校で嫌な思いをしていないか」と聞いたことがありますか。(関係機関用)

<教職員による指導>

- (1) 児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級学部の一員として自覚できるような学級・学部づくりを行う。また、学級・学部のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) 「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもち、児童生徒の一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- (3) 児童生徒が思いやりの心や命の大切さを育む教育や学級・学部指導の充実を図る。
- (4) わかる授業を行い、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (5) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童生徒がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- (6) 児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。

<児童生徒が培う力とその取り組み>

- (1) 児童生徒の一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) 学級活動や児童・生徒会活動などの場を利用して、児童生徒自身がお互いを思いやる気持ちをもつためにどのような関わり方がよいかを考え、主体的に取り組む力を育てる。
- (3) 生徒の主体的な活動として
ア 生徒会や委員会活動で、いじめ防止標語・ポスターの作成等を行う。

<保護者・関係機関・地域との連携>

- (1) 児童生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することを依頼する。
- (2) 関係機関、地域からの情報提供及び情報の共有化、連携を図る。
- (3) 入学時のオリエンテーション(入学説明会、PTA 総会等)で、いじめ防止基本方針の内容を保護者に伝える。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見にむけて・・・「変化に気づく」>

① 早期発見に向けて…「変化に気づく」

- ・児童生徒の様子を担当はじめ多くの教師で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童生徒には、教職員は積極的に声掛けを行い、児童生徒に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童生徒の人間関係や学校活動等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して児童生徒との信頼関係を深める。

② 〈相談ができる…「誰にでも」〉

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることを、誰にでも相談できたり相談したりすることの大切さを伝えていく。
- ・いじめられている児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教師は、直ちに管理職に報告する。

<早期の解決・・・「もしかしたら・・・すぐ共有」>

③ 〈早期発見に向けて…「変化に気づく」〉

- ・教職員が気付いたあるいは児童生徒や保護者が相談にあった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

4 いじめが疑わしい場合

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことがなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめかどうか判断に迷う事案でも、まずはいじめの疑いがあるのであれば、いじめ防止対策委員会において積極的にいじめと認知し、適切な対応を行う。
- (3) いじめの疑いがある場合に、時間を空けずに両者から速やかに状況の聴き取りを行い、状況把握し、整理をする。
- (4) いじめの疑いがある場合、重大事態の兆候があるか否かを丁寧に調査する。
- (5) いじめ問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。

<いじめ防止等対策委員会の設置>

<構成メンバー>

- ・校務分掌に「いじめ防止等委員会」を設定する。構成は、校長、副校長、指導教諭、総括教務主任、学部主事、当該学年長、当該担任、寮務主任、当該舎担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、生徒指導部員、学校運営協議会委員（2名）、PTA代表（会長等）、スクールカウンセラーとする。

※学校運営協議会、スクールカウンセラー等については、校長の判断で必要に応じて招聘する。

<役 割> ・本校におけるいじめ防止等の取組に関すること。

- ・相談内容の把握、児童生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関すること。
- ・いじめアンケートの検討、実施、分析、認知に関すること。

5 いじめの認知に関わる基準と具体的な対応

基準1 行為が重大事案には至らないと判断されるもの

- 1 行為を行った人はいたずらや相手が嫌がることをした場合、行為を受けた人がいじめ（嫌な気持ちになった）と思っている場合。
- 2 行為を行った人、行為を受けた人共にいじめ（嫌な気持ちになった）ことが疑われ、それが継続的に行われた場合。

基準2 行為が悪質で重大事案となりうるもの

- 1 【生命、心身又は財産に重大な被害】
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・身体に重大な傷害を被った場合 ・精神の疾患を発症した場合
- 2 【相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い】

6 いじめ発生時の対応

(1) 基本的な対応

- ア いじめが確認された場合は、校長の指示を受け、各組織員により、ケース会議または拡大指導部会議を開き、(児童生徒からの聞き取り、情報収集及び事実確認を経て) いじめか否かの判断及び対応及び指導方針の素案を作成する。
- イ アの素案を元に、「いじめ防止等委員会」を開催し、以後の対応を組織的に決定、共有する。
- ウ 双方の保護者に対して、事実について説明するとともに、再発しないよう、対応及び今後の体制について説明する。
- エ いじめられた児童生徒を守るために、教職員に周知を行い、解決と再発防止に向けた支援を行う。
- オ いじめた児童生徒への対応については、いじめは許さないという毅然とした指導及び継続的な指導を行い、相手への思いやりや自己の行為を考えさせ、いじめを起こさない環境を構築する。
- カ いじめに至った原因や背景を確認し、いじめられた生徒への立ち直り支援を行う。
- キ 双方の家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。

(2) 学校としての取り組み

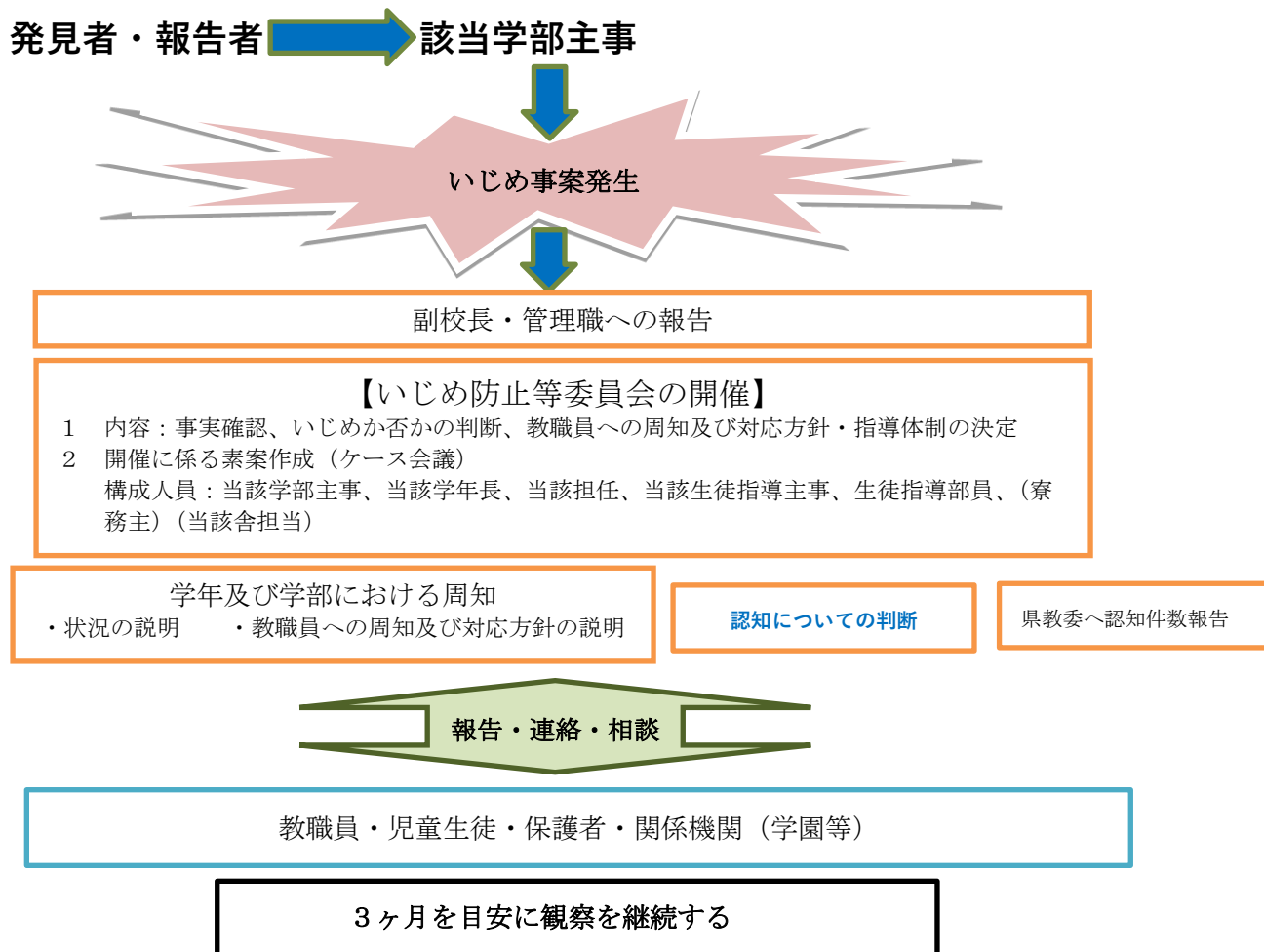
いじめがあった事実を真摯に受け止め、いじめ防止等委員会などで学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。

(3) いじめの解消

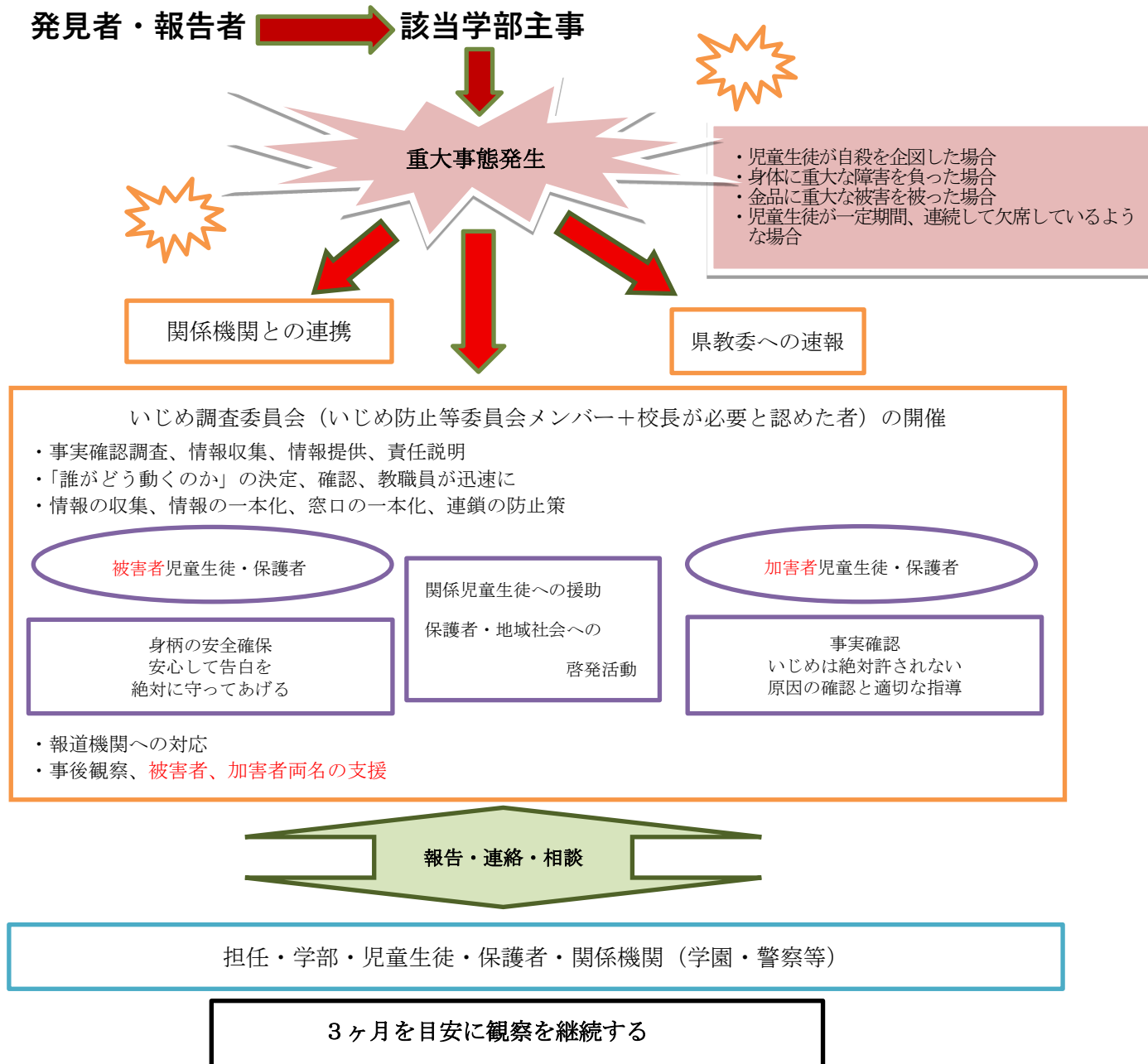
- ア いじめが止んでいる状態が、3ヶ月以上継続していること。
- イ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。(本人、保護者と面談等により確認)

7 いじめ事案認知時の具体的対応

《基準1》



《基準2》 重大事態発生時の具体的対応



8 相談窓口の紹介

- 児童生徒からの相談や対応…全職員
- 地域・保護者からの相談対応…副校長、学部主事、生徒指導主事
- スクールカウンセラーの活用…（生徒指導部）
- 相談外部機関
 - ・24時間子ども SOS ダイヤル（いじめ相談電話）…0120-0-78310（24時間対応）
 - ・チャイルドライン…0120-99-7777（月～土 16:00～21:00）
 - ・よりそいホットライン…0120-279-338（24時間対応）
 - ・こころの健康相談統一ダイヤル…0570-064-556
 - ・子どもの人権110番…0120-007-110（月～金 8:30～17:15）
 - ・ヤング・テレホン・コーナー（岩手県警）…019-651-7867（月～金 9:00～17:45）

9 いじめ防止対策に関する年間計画

内容	対 象	時期	備考
1 アンケートによる 実態調査	全学部 児童生徒 保護者	<児童生徒> 1回目：5月 2回目：11月 <保護者>11月	アンケートへの記載内容を受け、各担任による面談を実施し詳細について確認して、必要に応じて担任・指導部等で指導を行う。
2 ホームページによる情報 発信	保護者 関係者	必要に応じて随時	『岩手県立前沢明峰支援学校いじめ防止基本方針』 アンケート結果（概要）をホームページ掲載
3 「指導部だより」による 情報発信	小・中学部 高等部職員 保護者	1回目：7月 2回目：12月 3回目：3月	各学部生徒指導担当が作成し、いじめ防止に関わる啓発及びアンケート結果についてメールで発信する。
4 児童生徒会による生活安全に関する啓発活動	児童生徒会	通年	学校生活を安全に過ごすために、執行部の活動において、月ごとの目標を立て、児童生徒への啓発および周知をしていく。
6 職員研修	教職員	6月・11月	いじめ対策研修の実施（職員会議時）